

第45回 地方分権改革有識者会議  
第120回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

---

開催日時：令和3年7月2日（金）13：00～14：58

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、市川晃議員、後藤春彦議員、小早川光郎議員、坂口博文議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、平井伸治議員、三木正夫議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、伊藤正次構成員、大橋洋一構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員

（小早川光郎構成員及び勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕坂本哲志内閣府特命担当大臣、三ッ林裕巳内閣府副大臣、山崎重孝内閣府事務次官、別府充彦内閣府審議官、寺崎秀俊内閣府地方分権改革推進室長、加藤主税内閣府地方分権改革推進室参事官

議題

- （1）令和3年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方について  
（地方からの提案状況の報告、重点事項の検討等）
  - （2）その他
- 

1 冒頭、坂本内閣府特命担当大臣から以下の趣旨の挨拶があった。

（坂本内閣府特命担当大臣） 日頃より地方分権改革の推進に御尽力を賜り、感謝申し上げます。皆様に御議論いただいた成果である第11次地方分権一括法については、去る5月19日に成立し、5月26日に公布をされたところであり、改めて厚く御礼を申し上げます。

この改正を生かし、実際に地方公共団体において、住民サービスの向上につなげることが何よりも重要であり、各地方公共団体においても御活用いただきたい。

本年の提案募集では、新型コロナウイルス感染症対策で御多忙の中、地方から220件の提案をいただき、今年設定した重点募集テーマである計画策定等についても多くの提案をいただいたところである。

提案の内容としては、医療・福祉や環境・衛生に関するものをはじめ、地域社会が直面する課題に関する多くの提案が寄せられている。

また、重点募集テーマに関連し、類似する計画等による代替や他計画との一体的策定を求める提案や計画の策定や変更に係る手続の見直しを求める提案などをいただいている。

本日決定いただく重点事項については、今後、特に重点的に御審議いただき、実現を目指したいと考えている。

今年も地方の発意による地方のための改革となるよう、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、いただいた提案について一つ一つ丁寧に対応し、その最大限の実現を図ってまいります。

皆様には大変御苦勞をおかけすることになるが、引き続き地方分権改革の推進に向けて御尽力をいただくようお願い申し上げます。

2 次に、議題（１）「令和３年の提案募集方式等に係る今後の検討の進め方」について、加藤内閣府地方分権改革推進室参事官から説明があり、その後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

（加藤参事官） 資料１については、第11次の地方分権一括法の概要である。前回２月の会議で説明した内容と同様であり、おかげさまで国会において成立した。

資料２は提案募集に係るスケジュールで、これも前回の会議において申し上げたものと基本的に同様だが、提案受付終了は地方からの声も受けて延長し、なるべく提案を受けとめられるようにした。今後ヒアリングを経て関係省庁と調整過程に入っていく、年末の方針の決定に向けて調整を図ってまいりたい。

資料３は、令和３年の地方からの提案と検討区分別の状況である。令和３年の提案総数は全体で220件となっており、昨年259件で、三十数件減少となっている。これについては新型コロナ対応等で、地方公共団体も多忙であったということが大きな要因として考えられないかと受けとめている。後ほどそうした要因についても触れたいと思う。

資料４は令和３年の地方からの提案の特徴をまとめたものである。

資料５は、令和３年の提案の件数の資料等を整理させていただいた。

また、これに関連して参考資料１は地方からの提案220件の全体像をまとめさせていただいている。

参考資料２については、予算編成過程での検討を各省に求めるもの、対象外、支障事例等が十分でないということで調整対象から外したものの具体例を整理した資料である。

参考資料３は、先ほど資料２で申し上げたスケジュールについて、具体的な日程なりを幅のある形で丁寧に落とし込んだ資料である。

資料の本体のほうに戻っていただき、資料６は重点事項のメルクマール案である。

資料７は、今のメルクマール案に基づき、重点事項としてリストアップしたものの一覧である。

最後に資料８は、重点募集テーマに係る提案について、この機会に関係省庁に検討を要請する中で、もうこの段階から検討の視点を提示し、よく考えていただきたい。それにより、ヒアリングを通じた議論等を加速・促進させたいということで、今回、重点募集テーマについて、こういう形で横串にまとめさせていただいている。

(高橋部会長) 8年目となる本年度においては、地方から220件の提案をいただいた。やや少ないものとなっているが、新型コロナウイルスの対応で大変お忙しい中、多くの提案をいただいたと認識している。

また、本年は初めて共同提案が過半数となるとともに、例年どおり追加の共同提案も多数いただいております。幅広い団体で共通して直面している課題に基づいた提案をいただいたものと考えている。

提案の内容としては、医療・福祉、環境・衛生に関するものをはじめとして、本年度も幅広い分野の提案をいただいた。現場で解決が待たれている多くの課題があることを改めて認識した次第である。

重点募集テーマのうち14事項25件を重点事項案とさせていただいている。新たな取組として、重点募集提案関係の提案について、各府省への検討要請に合わせ、今御紹介いただいた主な検討の視点を示して、専門部会でもこれを土台に議論をしてみたい。

提案募集検討専門部会としては、本年も充実した審議に努め、地方からの提案の最大限の実現に向けて、検討を進めてまいりたい。

(平井議員) 先ほどの加藤参事官のお話に触れながら、資料9-1から資料9-3まで、全国知事会を去る6月10日に開催し、取りまとめたものを中心として、御意見を申し上げたい。

このたびは、220件の提案を分権改革として出してください、そのうち33が計画策定に関わるものであった。地方のほうで急速に認識が高まっているのは、この計画が新しい法律ができるたびにどんどん数が増えてきており、それが努力義務であっても、実際上はつくらずにはいられないような世間の風潮であったり、政府のほうでもつくっているところとつくっていないところで比較をされたり、つくったところのみ補助金を出すというような仕組みになる。これは過大な、いわばレバレッジであり、単に補助金を出すだけなら、その計画の審査をしていただければいいが、生い立ちから沿革から関係者の知恵から地域の背景からみんな計画でとにかくつくってこい。そのために半年、1年、2年とかけて計画をつくるということに事実上はなっており、大変過大で行財政改革上も問題ではないかとの問題意識が県・市町村を通じてあると思う。

そのことが中心となろうかと思うが、今回、重点的なテーマとして内閣府で取り上げていただいたことに感謝申し上げたい。

資料9-1を御覧いただきたい。まず全体のお話を申し上げる。37ページの1の(1)で「国と地方の協議の場」とある。今、新型コロナ対策で、我々は現場で正直大変な思いをしている毎日ではあるが、この間、収穫があったかなと思うのは、政府のほうの大臣をはじめ、皆様と日頃から意見交換をする機会をいただけていることである。今日もそうであるが、こういうネット会議なども活用することにより、国と地方の対話の申し

い形が生まれてきているのではないかなと考えている。

ぜひいいところはこの新型コロナ後も継続をしていただいたり、発展をしていただくことが大切なのではないかなと思う。

37ページの1つ目のポツに1つ書いてあるが、特に分権の観点では、コロナで言えば、まん延防止の重点措置は知事がやるものだということになっているが、事実上、政府のほうでこの発動も、解除も、内容もコントロールされているところであり、臨機応変にできないという面がある。緊急事態宣言についてもそうだが、このへんは地方側の意向とよくすり合わせをしていただいたり、実情に即してやっていただけるように政府のほうでも対処していただく必要があるのではないかなと思う。

私ども現場のほうでは、このままではちょうどオリンピックの時期に大きな波、第5波がやってくるのではないかと、非常に心配をしている。それを押しとどめるためには、機能的に新型コロナの感染を阻止していかなければならない。例えば保健所の機能を働かせる、大都市のほうではお店を閉めるようお願いをする、そういうことが行われる。そうした措置が柔軟に取れるようになって初めて、この厄介な夏を乗り越えられると思うので、ぜひ御配慮いただきたい。

次の38ページのところにあるのが、2番、計画策定の見直しについては、後ほど御報告を申し上げたいと思う。

次の39ページの(1)に「従うべき基準」の見直しとある。これから高橋先生にお力をいただきながら捌いていっていただけたらと思うが、先ほどの事務局の資料の重点項目の中で、9ページの1番のところは保育所などの居室面積の従うべき基準の緩和のことであった。これが4年度いっぱい切れることになっている。ぜひ恒久化してくれという声があるし、今回、大阪の提案として入っているが、そのほかの中小都市でも同じような悩みがあるので、ぜひ御考慮いただきたい。

それから、11ページの7番、居宅の療養管理指導が薬局でできないかということであり、これも規制がかかっていて、病院でないとできないとなっている。ただ、今、地域包括ケアを進めていくときに栄養管理をしていくことが長寿のため、健康づくりのために大変大切である。薬局のほうでも、こういう規制緩和があれば、居宅療養管理指導をやるという意味も強いところであり、今後、この地域包括ケアを整備・推進していくためには、こうした従うべき基準を緩和していただく必要があるのではないかなと思う。

これらのように、教育だとか福祉だとかを中心とし、数々の従うべき基準、これを参酌すべき基準にするなど、抜本的な対策をお願いしたい。

また、政府の資料10の39ページの38番の訪問看護ステーション、これが継続案件となっている。2.5人というのがなければいけない。これがないがために訪問看護ステーションを看護師の少ないところは閉めざるを得ないというのもナンセンスだと思う。地域の実情に合わせて考えていくべきであって、令和4年度中に検討をまとめるということであるが、ぜひ加速していただきたい。このようなことが従うべき基準としてある。

また、私どものほうの資料の次のページを見ていただくと、立法プロセスへの参画、あるいは地方分権改革特区という提案もある。このへんもやはりルールづくりに地方が参画することが大事であるし、広域連合などを地方分権改革特区として認定をして実験をすることも有用だと思うので、御一考いただきたい。

次のページで、地域格差是正のために税財政の問題でも6対4という国・地方の税收割合、歳出割合は4対6であるという相変わらずの状況があり、財政基盤を充実することが、まずは地方分権の第1の柱になるので、今後とも考慮いただければと思う。

そうしたお話を申し上げた上で、資料9-2が、計画について、このたび知事会で整理をさせていただいたものである。裏のほうのページを見ていただくと円グラフがあり、都道府県が策定主体となった計画のうち、36%については支障があるということである。それから、下のほうが、市町村が策定する計画についての支障事例、これも37.6%ということである。こういうように、かなり課題が年々膨れ上がってきている。

もうちょっと具体的に見ていただくと、資料9-3の3ページに1つの例として、過疎地域自立促進都道府県計画というのがある。このたび議員立法が成立しており、過疎地域持続的発展都道府県計画というものであるが、いわゆる過疎法である。過疎法によってまずは基本的な指針というのを都道府県がつくることになっており、これに基づいて市町村が計画をつくり、都道府県のほうでも計画をもう一つつくれということになっている。

ただ、このたび再立法されたばかりではあるが、実態としては基本的方針と、都道府県の計画はほぼコピー状態であり、中身が変わらない。そこに市町村が書いた計画をそのまま切り貼りして載せていると、それが都道府県計画なのであり、あまり意味がないのでやめてもいいのではないかということである。

なぜつくっているかという、法律に2つつくれと書いてあるからであり、こういうものは根っこからやめてもらってもいいのではないかという例である。

それから9ページ、57と番号が振ってあるところに、いくつか計画がたくさんできている例が書いてある。環境分野を例に見ていただくと、地域気候変動適応計画、地方公共団体実行計画、環境保全活動等行動計画、あとは廃棄物だとか、食品ロスがある。これらはほぼオーバーラップしている。

特に一般廃棄物系だとかは、あまり都道府県は意味がもともとないところだが、こういうものと全体像を書いたことが、ほかの計画と実はオーバーラップしており、さらに通常の県では環境基本計画みたいなことを条例に基づいて総合計画をつくっている。そういうものに加えて、地域気候変動適応計画もつくれと、これはなぜかという、平成30年度に気候変動適応法という法律ができたからである。次の地方公共団体実行計画も平成10年に地球温暖化対策推進法ができ、それで作るようになっていくからである。さらに環境保全活動等行動計画は議員立法だが、平成15年に環境教育による環境保全の取組の推進に関する法律ができ、こういうものをつくれと。ただ中身はほぼ一緒である。

結局法律をつくるときに、計画をつくりなさいと書くパターンがあり、それで同じようなものを繰り返すと、これが策定年次が違うので、非常に往生しているということである。

ほかの例で言うと、少し下のほうに障害分野というところがある。ここで都道府県障害者計画というのがあり、これは障害者基本法に基づいてつくるものである。次の都道府県障害福祉計画というのがあり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律というもので、介護保険のような制度、介護サービスのように障害者サービスをやろうというときにつくられたものである。それから、都道府県障害児福祉計画、これは児童福祉法に基づくものである。あと、作業所の工賃向上計画、こういうものがあり、いずれも同様の内容を相互に含む。しかも都道府県の場合、障害者計画というのは市町村が障害者福祉を持っているため、多くは市町村のものであり、それを足し算して計画書を積み上げていくというようなものが実態である。

このような形で、実は皆様のあまり目に届かないところで計画づくりが、自治体の1年間の仕事の大きなウエートを占めているわけであり、こういうものを簡略化したり統合していくことは非常に重要であり、それが本来の今回の新型コロナみたいな仕事に充てる時間ができたり、人員を割くことができるので、ぜひ御配慮いただきたい。

(三木議員) 私なりにちょっとお願い等をしたい。資料の9ページ、保育所等の居室面積基準の特例に関する期限の廃止について、これは待機児童の多く、地価が高い大阪市から、従うべき基準を標準とする形で期限を廃止するか延長してほしいということだが、私ども須坂市を含めて同じような状況にあるが、地価が安いということで、この従うべき基準も認められていない。

そして、29ページに保育所における保育室等の居住面積に関する基準の見直しという形で、厚生労働省のほうで3月31日現在、どのようにして対応しているかというのが書かれている。これが地方の特性に応じた支援策と書いてあるが、はっきり申し上げて、地方の特性に応じた支援策にはなっていない。

支援のポイントが新子育て安心プランの中に書いてあるが、これはお金をかけて解決する方法である。私どもが提案しているのは、そうではなくて、基準をやや緩和してもらえれば、お金をかけなくても待機児童をなくすことができるということである。

2つ目は、マッチング等でコンシェルジュ等を配置するということだが、実は保育コンシェルジュを置いたとしても、私どもの職員よりも詳しいコンシェルジュは置けないと思う。まさにコンシェルジュの役目を市の職員が行っているわけである。

それから、巡回バス等による送迎ということであるが、地方に行くと、みんなマイカーで子供たちを遠いところでも送っており、巡回バスを回すということは実現可能性が極めて低い。今、地方にはバス自体がなく、朝の時間に運転士を確保することが非常に大変である。

ぜひこういうようなプランをつくるときには、当該の地方公共団体の意見を聞いていただいてプランをつくっていただきたいと思う。そうしないと、結局机上のプランという形になるので、ぜひその辺についてはお願いしたい。

もう一つ、計画の策定については何のために計画を策定するのかというポイントが大事だと思う。同じ省庁の中でも縦割り行政をしているので、縦割りで計画がつくられてしまっているが、市町村へ行くと、1つの部署なりでやっているのだから、縦割りではなく、複合的に様々なことを考えながら計画をつくることができる。細かな視点ではなく、大きな視点で何をするかということを示していただき、もし計画をつくるとしても、その観点でやっていただければ大変ありがたいと思う。

(坂口議員) まず、提案募集方式について申し上げる。各自治体においては、新型コロナウイルスへの対応に追われる中で、件数こそ昨年より少ないが、割合としては市区町村からの提案が約7割を占める結果となった。

小規模町村が単独で声を上げるのは、限られた人員で通常業務をこなしていることもあって難しい面もあるので、昨年に実施された早期事前相談の情報提供を通じて、まずは共同提案団体として参画できるような後押しをしていただくことが今後重要になってくるのではないかと思う。

また、昨年は9割を超える提案について実現、対応という成果が得られた。本年も引き続き重点事項となっていない提案事項も含め、提案事項全般にわたって目配りいただくとともに、関係府省の皆様には実現に向けて前向きな検討を進めていただきたい。

重点事項案については、重点募集テーマである計画策定等のうち、提案団体に町村を含む提案を上げていただいた。全国町村会としても、これまで大きな課題であると考えていた分野であり、提案実現に向けて後押しをしてまいりたい。

計画策定等についても、前回の有識者会議でも意見があったが、計画策定等については、地方からの提案募集を通して見直しを進めると同時に、所管省庁でも積極的に見直しを進めていただく必要があるのではないかと考えており、内閣府において強力に働きかけを行うなど御検討をお願いしたい。

(市川議員) 今回、重点テーマとして挙げられている計画策定に関する情報の整理についてですが、テーマ個別の提案募集に対する議論はもちろん、それ以上に、地方と国との関係性及び役割分担を議論する、そういう大きな枠組みの議論の中でも非常に重要なテーマだと思っており、このようなテーマを掘り起こしていただいたことに感謝したい。

計画を策定するということを考えたときに、やはり必要となるのはデータだと思う。地方自治体もふだんより様々なデータを整理・収集されていると思うが、それがどのように整理されているかということも、これを機会にぜひ見直していただくことも必要ではないか。もちろん合理的でない計画、あるいは重複する内容の計画策定に対する見直

しは当然必要なことだが、自治体内部でもどのようなデータを持っているか、計画をつくるということは、一体何に一番時間を使って、どういうところに手間ひまがかかっているのかということも、これを機会に各自治体でも見直すよいきっかけになるのではないかと思う。

今回デジタル法案が可決されて、9月からデジタル庁が創設されるわけだが、地方行政、特に分権を進めていく上でも、このデジタル化というものを推進して、しかもドライブをかけていく必要があると思う。

(後藤議員) このコロナ禍にあって提案総数220件という数字は、例年より1割程度減っているかもしれないが、大変大きな数字だと受けとめている。また、重点事項も57件38事項、共同提案も増えているとのことで、新規の市町村も46という数である。これまでの皆さんの努力が形となり、数字となって現れてきているのではないかと思った。

今回重点募集テーマに挙げた計画策定等がやはり一番ホットな話題であるが、私自身一番関心があるのは、こうしたものが分権のネガティブな副産物として現れてきているのか、あるいは国と地方の間の構造的な問題なのか、そのあたり、個別の33件の一件ごとの対応とは別に分析してみる必要があるかと思って伺っていた。

DX化についてもまさにそのとおりであり、最近では大学でも文系の学生にもデータサイエンスを必修にしており、エビデンスを持って計画を立てていくことが重要になってきている。その意味で言うと、紙の計画をつくるというのではなく、必要な情報はクラウド上にあり、そこにタグをつけて飛ぶような形の計画にこれからはなっていくのだろうと思う。恐らく計画をつくるという行為自体がこれから変わっていくのではないかなとも思う。

(勢一議員) 私も共同提案が過半数を超えたという部分は非常に大きな成果だと思っており、それにつながる形で、事前相談の内容を共有して提案の議論を進めてくださった対応方法は、より現場の実情を多く反映できたと思うので、提案の質の向上につながった大きな成果ではないかと思う。

特に異なる都道府県の複数市町村による提案のがかなり増えている。全国でいろいろな角度から制度のことを考えていく地盤のようなものが、提案募集の制度を通じて徐々にできてきているのではないかと、大変心強く感じている。

これから提案の検討のお手伝いをさせていただくが、印象として残っているのは、資料7の最初のところで、目指す地域社会の像を赤字のキーワードで出していただいている。このような形で見れば住民にも分かりやすく共有してもらえるのではないかと思うし、提案に関する検討をする場合でも、こうした目標を府省と自治体で共有しながら議論が進められるということで、私もこの全体像のキーワードを意識しながら提案の検討に携わってまいりたい。

もう一点、計画策定については、やはり今回の提案募集を通じて、地方側も国側も計画について意識を持って考えるきっかけになったと思う。計画は多様なものがあるので、簡単な議論では済まないと思うが、個別の提案に応える検討をするとともに、それに合わせて、その検討の中から地方分権時代の計画の在り方を今後ここで議論していただけるような知見が得られないかということ意識しながら、丁寧に議論を進めていきたい。

(谷口議員) 私のほうからは簡単な質問を2、3して、コメントをしたい。

事務局から説明いただいた資料4の中で、各表中のパーセンテージというのが何を意味しているパーセンテージなのか、後で教えていただければと思う。何を100%とした場合のパーセンテージなのかということを知りたい。

もう一つの質問は、共同提案の割合が増えたということだが、これはどういうプロセスでそうなっているのかというところを教えてください。実際近い自治体やあるいは六団体とかが協議されて出されているのは共同提案として出てくるのですが、それ以外の場合というのは、共同提案のプロセスというのはどうなっているのかというのを教えてください。

また、各府省はこれらの提案についてどういうプロセスで回答を作成しているのだろうかというのも素朴な疑問で、それぞれの担当部署が個別に考えて回答しているようなものなのか、全体として統合として回答しているのか、何かそこら辺は調整されているのかという質問である。

それから、コメントとしては、現状では大枠として自治体からの提案を事務局や提案募集検討専門部会が仲介する形で各府省と交渉すると思うが、例えば直接性を何か追加する、つまり自治体と国と一緒に協議するとか、アイデアを出すような場を追加するといったことは可能だろうか。

例えば効率化を進めるような分権の提案については、両者で最適な策を構想するようなことというのはあり得るのではないかと。そういう対立というよりは対話の中で解決を構想するというようなことも実態として求められている部分かなと感じた。

最後に、計画策定に関しては、大変な負担に自治体のほうでなっているということを知っていただいた。何か一から書類や計画をつくるというのは、各自治体にとって大変な御負担になるだろうということは想像がつくところであり、これもどのような形で効率化ができるのか、話し合いの場みたいなものができるかというのかと思った。

ただ文書でずらずら書いてもらうのではなくて、お互いに省略化を図りつつデータ化をすると、やる前から大体これぐらいやるのだろうなということも予測できるようになるし、過大な要求をしていた、あるいは過小な要求していたということも予測できるようになるので、こうしたことも実際のデータ化や政策化に生かせるのではないかと感想を持った。

(加藤参事官) 質問を3点ほどいただいたので、簡潔に説明をさせていただきます。

資料4の提案団体数の部分については、提案を出した団体の中での割合ということで区分をつくっている。また、それ以外のところについては、提案全体が220件ということで、これが100%という中で、この割合を算定している。

それから、共同提案については、昨年から早期に事前相談いただいた内容については、私どものほうで取りまとめて地方公共団体のほうに共有し、その上で、共同提案をどうか、あるいは支障事例で追加するものないかというプロセスを展開している。その結果として、その問題は私どもも認識しているので乗っかりたいとか、支障事例もあるので追加したいという形で共同提案の割合が増えている。今年はその2年目ということで、さらに丁寧に行った結果だと思うが、増えたということになっている。

3点目、各府省、担当省庁の回答のプロセスについては、基本的に、最終的には省としての方針、それを踏まえて、政府としても閣議決定に至るので、省としての見解を求めているというのが私どもの立場である。ただ、途中段階においては、それぞれの府省の仕事の進め方もあり、様々だろうと思っているが、一定の責任ある回答ということで、こちらは求めている。

(大橋部会長代理) 私のほうからは提案募集が少しずつ進化してきているのではないかと感じているので、その点について少しコメントさせていただきます。

従来から非常に高い実現率を持っていると言われる反面、非常に細かな問題を一個一個扱うということに限界があるのではないかとことは言われていたが、だんだんやっていくうちに、よく出てくるような問題をある程度中二階で重点という形でまとめて、それを提示して、この指にとまってくださいという形で提案を活性化するということが行われてきたが、今年にはさらにそれを一歩進めたような印象を持っている。

先ほどの計画で申しあげると、計画がこれだけ増えたということ、行政スタイルの問題のようなものとして受けとめており、こんな計画を多用させるような行政スタイルが一般化してしまっている現状についての考え方を主な検討の視点というような形であらかじめ示して、提案をそういう観点から見ていくというようなことを言っているというのは、一歩踏み出たところではないかと思う。

このようなやり方を探ることによって、個別提案の件数も伸びるだろうし、審査の仕方も深くなると思うし、また、それによって新しい問題発見とか、そのような状況を他の地方公共団体の方が見ることによって、問題関心を共有していただけるのではないかとこのような期待も持っている。

これは行政スタイルを変革してもらおうことのようにも見えるが、実質的には、こういうような事態に至っていることの一つの理由は、これが立法スタイルとして確立してしまっているというような点もあり、そうだとすると、地方と国をめぐる立法のスタイルについても問題関心を寄せているというところもある。

もちろん計画をなるべく負担のない手続にしてくださいとか、1つにまとまるものだったらまとめてくださいというようなことは言っているが、そういう中で、将来的には現在でも子供の問題とか、環境とか、介護、医療、交通というような重点項目については、ここはある地方公共団体は自らデータをまとめて、現状分析の下に将来構想を計画という形でつくっておられると思う。それで、必要なものがあれば、それで代替できるような国と地方との役割分担というものが、将来的には描かれるようなところがあるのかなと思っており、そのような流れの中で、今回のこの計画の問題も受けとめてみたいというような形で、私どもは捉えているとことについて、一言補足させていただく。

(伊藤構成員) 1点だけ、計画策定に関する点についてコメントしたい。

今回、33件取り上げるということになったわけだが、先ほど平井議員から全国知事会の調査についても御紹介いただいた。その中で、やはり都道府県・市町村が問題視している計画というものと、今回提案として上がってきたものというのは、かなり重複している、つまり問題関心がかかなり重なっていると理解している。

ただ、今年度は、この計画策定に関する検討の第一歩であると私は受けとめており、まだ例えば都道府県・市町村が問題視している計画の中で具体的な支障というのをもう少し絞り込まないと、この提案募集方式に乗ってこないというようなものも幾つかあるのではないかと考えている。

今回でこの計画策定に関する検討は全て終わりというわけでないので、やはりこの手法というのは、非常に問題であるということがあるので、まずは今回、各府省の問題認識を我々もできるだけ引き出して、国としてどういう認識でいるのか、この計画という手法が地方にこれだけの負担を与えていることの意味をどう捉えているのかということとを改めて確認しながら、各府省とのヒアリングに臨んで、できるだけ提案の成果を引き出していきたいと考えている。

(小早川座長代理) 第一の感想としては、全体の問題意識の焦点がかかなり一致してきているなという気がした。大橋構成員が、この提案募集という方式がシンカしてきているという表現をされた。実は私もそれを言いたいと思っていたのだが、大橋さんが言われたのは漢字で書くと進むほうなのか、深まるほうなのか、私はどちらかということと進むほうの進化を考えていた。

もともとこれは、個別自治体から個別制度改革の提案をしてもらおうという発想だったはずだが、ここ数年、そういう個別偶然的に制度の改善をしていくという感じから、国と地方の関係、地方といってもこれはもう個別自治体ではなくて自治体総体、多くの自治体が共通に抱えている問題というのがあり、そういう意味での国と地方の一般論的な枠組みを問題にするという方向にだんだん来ている、それも、自然に来たのではなくて、共同提案や、重点募集テーマを設定して提案を誘うといったいろいろな手法を用

いて、このシステムが総合的に動くようになっているなと感じた。

それが一番はっきり出ているのが、計画策定の取り上げ方であり、個別にというよりは手法そのものについての総合的な検討が必要だろう。その際に、計画をつくって行政を行うという手法と、計画をつくらせるという手法とは区別する必要がある。計画的に行政を行うことは当然だが、今、問題になっているのはそのことではなく、国が地方に計画をつくらせるという手法について、それを問題にするということである。

その場合に、個別の法律の規定でもってつくらせることにしている、そこに必要性なり合理性なりがあるかどうかを個別に考えるということと、そういうように計画をつくらせるという手法を一般的に多数用いるようになっている現状をどう見るかということがあり、両方大事だが、後者のほうは、ひょっとしたらこの提案募集の方式の射程からはちょっと外れるのかもしれないが、しかしそこがこれまでの議論であぶり出されてきているわけで、場所はここであっても、別のところであってもいいが、計画をつくらせるという手法のメリット・デメリット、そのあるべき枠付けの仕方といったことをどこかで考えていただきたい。

これは機関委任事務の問題にしても、個別のものについてこれは合理性に欠けるのではないかという機関委任事務合理化路線というのがずっとあって、それはそれなりに、若干の成果を上げたのだろうが、それではやはり到底全体には当てはまらないということで、全体として見直すという機運が出て、制度そのものを見直すという方式を採ったわけである。それとどこか似ているのかなという気もする。先のイメージは分からないが、今考えていることはそういうことである。

(山崎内閣府事務次官) 機関委任事務の整理合理化路線から機関委任事務廃止路線に入った大きな変革のときがあったけれども、計画行政について、結局、支障事例がどれぐらいあるかということをもまずファクトファインディングに掴むというステージがあるかと思う。

恐らく昔で言えばメルクマールのものができてきて、現状における計画行政がどのように引き継がれているかということがあぶり出されてきている。地方制度調査会では第16次地方制度調査会のあたりが機関委任事務の整理合理化路線だったが、そこから第24次、第25次に来てあのようなになった。少し時間をかけながらも、国と地方の関係における計画の位置づけについて、この場でも、あるいは地方制度調査会でも議論を進めていただけるといいのかなと思っており、そのための地方公共団体から出てくる基本的な支障事例とか、何が不都合になっているのかという議論を、この分権の場でもやっていったらと思う。

実は昔は、都道府県と市町村、両方とも総合計画というのを持っていることになっていて、その総合計画の義務付けが市町村にあったので、伝統的にはその総合計画で代行させていくという手法が昔はあったのだが、それが分権一括法のときに、市町村への総

合計画の義務付けがなくなっており、一つの計画で代行させる手法が今は採れなくなっている。そういう前提の中で、それぞれの行政目的を達成するために、立法府において国として地方に求めるべき計画の数が増えてきている。

それは第一次分権のときに、例えば財政措置に伴うものはいいか、いろいろなメルクマールを立てたわけだが、それが20年たって、今どのように展開していて、何が具体的に地方公共団体の支障になっているかということをしっかり見て行って、地方公共団体の生の声と、本来あるべき姿みたいな議論を、いつもの提案募集方式を少し超えてやらないとブレイクスルーできないかなというのが感想である。今まで大体30年ぐらいこういうことやっているのだから、初めの恐らく地方制度調査会で言えば、機関委任事務の整理合理化路線のときに、かなりのことを一方的に地方制度調査会が出して、すごく混乱したときがあるが、その少し前段階ぐらいになっているような気がしたので、あえて申し上げた。

(神野座長) 御議論を頂戴したが、内容はこれから部会を中心に進めていく上で極めて有益なアドバイスという内容が多く、事務局のほうで資料7、資料8のとおり重点事項をまとめていただいたことについては、むしろ有効にまとめていただいたという御意見が多かったかと思う。本日のこの会議でもって、この重点事項については、資料7及び資料8のとおりとし、今後も議論を踏まえて検討を進めていくことにさせていただきたいと思うが、よろしいか。

(首肯する議員あり)

3 次に、議題(2)「その他」について、加藤内閣府地方分権改革推進室参事官から説明があった。概要は以下のとおり。

(加藤参事官) 資料10と11につきまして若干の説明をさせていただく。

資料10は、既往の対応方針に伴うフォローアップの状況ということでまとめさせていただいている。既に結論を得たものは除いており、全体で50項目であり、そのうち35件で結論を得られて、残り15件が引き続き検討中ということである。

資料11は、提案を促すために、この1年、私どもがいろいろ働きかけをして頑張りましたということの報告である。コロナの中でもオンライン等も通じて様々な取組を進めてきた。

4 最後に三ツ林内閣府副大臣から以下の挨拶があり、閉会した。概要は以下のとおり。

(三ツ林内閣府副大臣) 本日は、令和3年の提案募集の今後の進め方について御審議を

いただき感謝申し上げます。

地方の発意に根差した息の長い取組として導入された提案募集方式も今年で8年目に入った。本年は昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症対策で御多忙の中、220件の提案をいただき、重点募集テーマである計画策定等についても多くの提案をいただくなど、提案募集方式に対する期待の高さを感じている。

今後、有識者会議、部会で充実した御審議をいただくとともに、内閣府としても国・地方間の調整等を鋭意進め、年末の対応方針の決定に向け、いただいた提案の最大限の実現を図ってまいります。

これから、特に部会の皆様には関係府省からの集中ヒアリングなど、時間的にも内容的にも相当の御苦勞をおかけすることになると思うが、引き続き御尽力賜りたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)